

## ○たちあらい応援店舗設置要綱

(令和4年6月6日要綱第30号)

### (目的)

第1条 町外において町産品を使用する飲食店又は取り扱う店舗等を「たちあらい応援店舗」(以下「応援店舗」という。)として登録し、その活動を支援することにより、消費者に対して町産品の魅力を発信するとともに、町のブランド力の向上に資することを目的とする。

### (応援店舗の要件)

第2条 応援店舗は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町産品を取り扱う町外の店舗であること。
- (2) 本事業の目的に賛同し、協力する意思があること。
- (3) 町に関するパンフレット、印刷物等の設置等に協力できる店舗であること。
- (4) 大刀洗町暴力団排除条例(平成22年3月31日条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員ではない者が営む店舗であること。

### (任務)

第3条 応援店舗は、町産品を取り扱いました、その旨の表示をし、町及び町産品の魅力の発信に努めること。

### (活動支援)

第4条 町は、応援店舗に対して、町産品及び応援店舗であることを表示する資材等は無償で提供する。

### (登録)

第5条 応援店舗の登録を受けようとする者は、たちあらい応援店舗登録申込書(様式第1号。以下「登録申込書」という。)に必要事項を記入し、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により、登録申込書が提出されたときは、その内容を審査し、適切であると認められたときは、応援店舗に任命して、たちあらい応援店舗任命証(様式第2号)を発行するものとする。

### (登録の取消し)

第6条 応援店舗は、登録を取消したいときは、たちあらい応援店舗登録取消申込書(様式第3号。以下「登録取消申込書」という。)を町長に提出するものとする。

2 町長は、応援店舗が次の各号のいずれかに該当するときは、任命を取消することができる。

- (1) 前項の規定により、応援店舗から登録取消申込書の提出を受けたとき。
- (2) 第2条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 応援店舗が町及び町産品の名誉を毀損し、又は応援店舗の目的に反する行為があったとき。
- (4) 応援店舗が提出した登録申込書に偽りその他不正があったとき。
- (5) その他町長が任命の取消しが必要と認めたとき。

### (任期)

第7条 応援店舗の任期は、申請年度の3月31日までとする。ただし、任期満了の日までに、町及び応援店舗のいずれからも申出がない場合は、任期終了の翌日から

起算して1年間任期を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(報酬等)

第8条 応援店舗に対する報酬は、支給しない。

(免責)

第9条 町は、応援店舗としての活動により生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

様式第1号(第5条関係)

たちあらい応援店舗登録申込書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

たちあらい応援店舗任命証

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

たちあらい応援店舗登録取消申込書

[別紙参照]